

第76回 定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日

▼
2022年3月31日

日時

2022年6月20日（月曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場所

東京都墨田区錦糸1丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階「錦の間」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

昨年と会場が異なりますので、ご注意ください。

株主の皆様の安全確保および新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げますとともに、株主総会当日のご来場を極力お控えいただきますようお願い申し上げます。

議決権の事前行使期限

2022年6月17日（金曜日）午後5時30分

目次

第76回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役11名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
第5号議案 取締役賞与支給の件	
第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する 対応策（買収防衛策）の継続の件	
（添付書類）	
事業報告	37
連結計算書類	66
計算書類	69
監査報告書	72

※株主総会ご出席株主様へのお土産は中止させていただいております。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(証券コード 6349)
2022年5月30日

株 主 各 位

東京都墨田区吾妻橋3丁目11番1号
株式会社 小森コーポレーション
代表取締役社長 持 田 訓

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様の安全確保および感染症拡大防止のために、書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、**株主総会当日のご来場を極力お控えいただきますようお願い申し上げます。**

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年6月17日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただけますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月20日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区錦糸1丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階「錦の間」
3. 会議の目的事項
報告事項 1.第76期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第76期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役11名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役賞与支給の件
- 第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンを使用して QRコードを読み取る方法

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは**1回に限り**議決権をご行使いただけます。

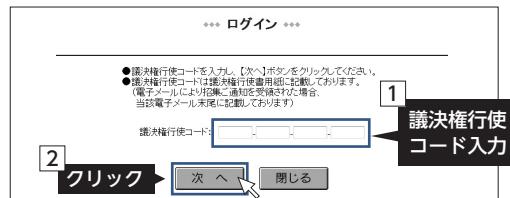
ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

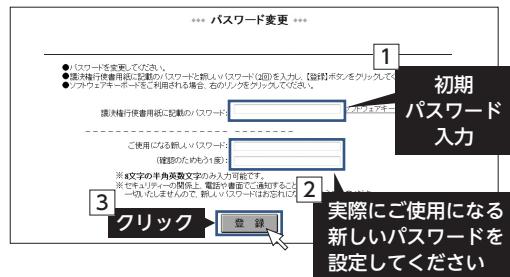
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



- 2 ログイン



- 3 パスワードの変更



以降は、画面の案内に従って賛否をご入力願います。

(株主の皆様へのお願い)

- (1) **株主総会当日までの感染状況等により、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合がございます。その場合、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.komori.com/ja/jp/>) に掲載いたします。当日ご来場いただく場合は、事前に、当社ウェブサイトを必ずご確認くださいいただけますようお願い申し上げます。**
- (2) 会場受付付近で、株主の皆様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- (3) ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- (4) 会場入り口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は入場をお断りする場合がございます。
- (5) 株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認の上、マスク着用で対応させていただきます。
- (6) 議決権の事前行使期限は2022年6月17日（金曜日）午後5時30分です。お早めの行使をお願い申し上げます。

(ご注意)

- (1) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効といたします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。なお、インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- (2) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- (4) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- (5) 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行株式会社 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524**（年末年始を除く 9：00～21：00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9：00～17：00）

以上

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/6349/>



株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置づけ、収益性の向上や財務体質の健全性を維持しながら、業績を加味した安定した利益還元を実施していくことを基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当社基本方針と通期の業績等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金41円 総額 2,245,820,100円

なお、中間配当金として15円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり56円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月21日

2. その他剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は株主総会の招集に際し株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>< 削 除 ></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>< 新 設 ></p>	<p>(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>(附則) 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。 ③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（10名）が任期満了となります。経営陣強化のため1名増員し、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位および担当	取締役会出席状況
1	再任 こもり よしはる 小森 善治	取締役会長	100% (14回/14回)
2	再任 もちだ さとし 持田 訓	代表取締役社長 最高経営責任者（CEO）	100% (14回/14回)
3	再任 かじた えいじ 梶田 英治	取締役 常務執行役員 欧州事業統括本部長	100% (14回/14回)
4	再任 よこやま まさふみ 横山 雅文	取締役 常務執行役員 経営企画室長兼人事総務本部管掌	100% (14回/14回)
5	再任 まつの こういち 松野 浩一	取締役 執行役員 つくばプラント長兼つくば工場長	100% (14回/14回)
6	再任 ふなばし いさお 船橋 勇雄	取締役 執行役員 DPS事業推進本部長兼技術統括部長	100% (14回/14回)
7	新任 はしもと いわお 橋本 巖	執行役員 管理本部長	新任の取締役候補者のため 該当はありません。
8	再任 かめやま はるのぶ 亀山 晴信	社外 独立 取締役	100% (14回/14回)
9	再任 せきね けんじ 関根 健司	社外 独立 取締役	100% (14回/14回)
10	再任 すぎもと まさたか 杉本 昌隆	社外 独立 取締役	86% (12回/14回)
11	再任 まるやま としろう 丸山 俊郎	社外 独立 取締役	100%※ (11回/11回)

※丸山俊郎氏の取締役会への出席状況については、2021年6月22日の取締役就任以降の状況を記載していません。

候補者番号

1

こもりよしはる
小森善治

(1939年6月27日生)

再任

略歴、地位および担当

1962年	4月	当社入社
1967年	6月	取締役
1979年	8月	常務取締役
1987年	8月	専務取締役営業本部長
1993年	4月	代表取締役社長
2006年	7月	代表取締役社長兼最高経営責任者 (CEO)
2009年	6月	代表取締役会長兼社長兼最高経営責任者 (CEO)
2014年	6月	代表取締役会長兼最高経営責任者 (CEO)
2019年	6月	取締役会長 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社小森マシナリー取締役会長
株式会社セリアコーポレーション取締役会長

所有する当社株式の数

普通株式 1,054,573株

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

取締役候補者とした理由

小森善治氏は、当社の経営理念である「顧客感動企業の実現」を提唱し、長年にわたる経営者経験とお客様視点での事業企画および、お客様の収益向上につながるソリューション提案等により培った印刷に関する専門的な知見のもと、国内外のお客様との交流を促進する組織的な活動を率先して行うことで強固な信頼関係を構築し、強靭に営業活動を推進してまいりました。その豊富な経験と知見、経営に関する高い見識を活かすことにより、今後も引き続き、当社グループの持続的成長と企業価値向上につながる必要な人材と判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

もちだ さとし
持田訓

(1950年8月7日生)

再任

略歴、地位および担当

1975年	4月	当社入社
1995年	6月	取締役経営管理副室長兼秘書室長兼海外営業本部長
1998年	6月	常務取締役社長室長兼本社営業本部長
2000年	4月	常務取締役営業統括本部長兼本社営業本部長
2001年	7月	常務取締役営業統括本部長兼本社営業本部長兼海外営業本部長
2002年	1月	常務取締役営業統括本部長兼海外営業本部長
2005年	3月	常務取締役経営企画室長
2006年	7月	常務取締役常務執行役員経営企画室長
2006年	11月	代表取締役専務兼最高執行責任者 (COO) 経営企画室長
2007年	6月	代表取締役専務兼最高執行責任者 (COO)
2009年	1月	代表取締役専務兼最高執行責任者 (COO) 経営企画室長
2011年	6月	代表取締役兼最高執行責任者 (COO) 兼専務執行役員経営企画室長
2012年	2月	代表取締役兼最高執行責任者 (COO) 兼専務執行役員経営企画室長兼CSR推進室長
2013年	4月	代表取締役副社長兼最高執行責任者 (COO) 経営企画室長

2014年	6月	代表取締役社長兼最高執行責任者 (COO) 経営企画室長兼CSR推進室長
2016年	3月	代表取締役社長兼最高執行責任者 (COO) つくばプラント長
2017年	6月	代表取締役社長兼最高執行責任者 (COO)
2019年	6月	代表取締役社長兼最高経営責任者 (CEO) (現任)

重要な兼職の状況

株式会社セリアコーポレーション代表取締役社長

コモリ アメリカ コーポレーション代表取締役会長
コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー・ヴィ. 代表取締役会長
コモリ シャンボン エス. エイ. エス. 取締役会長
コモリ サウスイースト アジア プライベート リミテッド 取締役会長
コモリ インディア プライベート リミテッド 代表取締役会長

所有する当社株式の数

普通株式 72,245株

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

取締役候補者とした理由

持田訓氏は、2014年6月より代表取締役を務めており、当社グループの経営全般の各事業の特性および事業戦略に精通し、市場環境が変化の中で、グループ事業を俯瞰的に捉え、グローバル化のさらなる拡大とイノベーションを加速させた事業運営を推進するとともに、強いリーダーシップを発揮してまいりました。その豊富な経験と知見、経営に関する高い見識を活かすことにより、今後も引き続き、当社グループ全体の経営に対する適切な監督を行い、持続的成長と企業価値向上につながる必要な人材と判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

かじ た えい じ
梶 田 英 治 (1965年9月7日生)

再任

略歴、地位および担当

1988年 4月	野村證券株式会社入社	2019年 3月	取締役兼常務執行役員営業統括本部長兼DPS事業推進本部管掌
2008年 4月	同社大阪資本市場部長	2020年 2月	取締役兼常務執行役員営業統括本部長兼DPS事業推進本部長
2009年 4月	当社入社	2022年 2月	取締役兼常務執行役員欧州事業統括本部長(現任)
2009年 4月	海外営業本部輸出2部長		
2010年 1月	コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー・ヴィ.出向(社長)		
2012年 4月	執行役員コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー・ヴィ.出向(社長)		
2012年 9月	執行役員経営企画副室長		
2013年 4月	執行役員営業統括本部長		
2013年 6月	取締役兼執行役員営業統括本部長		
2015年 10月	取締役兼執行役員営業統括本部長兼DPS営業推進本部長		
2016年 3月	取締役兼執行役員経営企画室長兼事業成長戦略推進プロジェクトリーダー		
2018年 6月	取締役兼常務執行役員経営企画室長兼事業成長戦略推進プロジェクトリーダー		

重要な兼職の状況

コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー・ヴィ. 代表取締役社長

所有する当社株式の数

普通株式 18,300株

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

取締役候補者とした理由

梶田英治氏は、海外現地法人のマネジメントおよび国内外の営業を統括管理する業務経験を有し、異業種経験による企業分析等の専門性を活かしたCRMを充実させ、ITを駆使し、お客様の労働生産性向上に寄与するソリューションを実現してまいりました。その豊富な経験と知見、経営に関する高い見識を活かし、2022年2月より重要な市場である欧州のグループ会社を統括管理する欧州事業統括本部長に就任しており、今後も引き続き、当社グループの持続的成長と企業価値向上につながる必要な人材と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

よこ やま まさ ふみ
横 山 雅 文 (1953年11月8日生)

再任

略歴、地位および担当

1977年 4月	久保田鉄工株式会社(現株式会社クボタ)入社	2013年 4月	同社電装機器事業部理事
1993年 4月	同社人事部企画課長	2013年 6月	当社常勤社外監査役
1997年 1月	同社人材開発グループ長	2016年 6月	取締役兼執行役員管理人事本部副本部長(総務人事担当)
2000年 6月	同社環境企画部長	2017年 2月	取締役兼執行役員人事総務本部長
2003年 6月	同社環境エンジニアリング事業本部統括部長	2018年 6月	取締役兼常務執行役員人事総務本部長
2006年 4月	同社環境事業開発部長	2019年 3月	取締役兼常務執行役員経営企画室長兼人事総務本部管掌(現任)
2007年 4月	同社膜ソリューション事業ユニット長兼クボタメンブレン株式会社社長		
2009年 4月	同社空調事業部長兼クボタ空調株式会社社長		
2012年 4月	同社空調事業ユニット長兼クボタ空調株式会社社長		

所有する当社株式の数

普通株式 10,000株

取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

取締役候補者とした理由

横山雅文氏は、グローバルに展開する企業集団において、海外駐在や経営者としての豊富な経験を有し、人材開発、企業経営、経営戦略の分野においてリーダーシップを発揮し、特に、事業企画や次代を担う人材育成を遂行してまいりました。その豊富な経験と知見、経営に関する高い見識を活かすことにより、今後も引き続き、当社グループの持続的成長と企業価値向上につながる必要な人材と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

まつ の こう いち
松 野 浩 一

(1960年9月7日生)

再任

略歴、地位および担当

1985年	4月	当社入社
2005年	3月	取手工場長つくば工場長
2006年	3月	つくば工場長
2011年	2月	つくば副プラント長兼海外生産推進室長
2012年	2月	つくば副プラント長兼つくば工場長
2012年	4月	執行役員つくば副プラント長兼つくば工場長
2014年	4月	執行役員管理本部長
2014年	6月	取締役兼執行役員管理本部長兼KNT事業推進プロ ジェクトリーダー
2022年	2月	取締役兼執行役員つくばプラント長兼つくば工場長（現任）

取締役候補者とした理由

松野浩一氏は、製造・購買・バリューチェーンを統括する生産拠点の責任者を長年にわたり務め、財務における高い専門性も有し、管理の効率化と当社財務戦略の策定・実行において実績を残し、コーポレートガバナンス強化にも寄与してまいりました。その豊富な経験と知見、経営に関する高い見識を活かすことにより、今後も引き続き、当社グループの持続的成長と企業価値向上につながる必要な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

重要な兼職の状況

株式会社小森マシナリー代表取締役
小森機械（南通）有限公司董事長

所有する当社株式の数

普通株式 15,700株

取締役会への出席状況

100%（14回／14回）

候補者番号

6

ふな ばし いさ お
船 橋 勇 雄

(1960年12月4日生)

再任

略歴、地位および担当

1983年	4月	当社入社
2004年	3月	株式会社小森マシナリー出向 副工場長兼枚葉設計部付
2006年	3月	つくば設計部長
2011年	2月	設計部付シニアプロジェクトマネージャー
2012年	2月	技術統括部付首席技師
2014年	4月	技術統括部長兼DPS開発部長
2015年	4月	執行役員技術統括部長
2017年	2月	執行役員つくばプラント副プラント長兼技術統括部長
2017年	6月	取締役兼執行役員つくばプラント長兼技術統括部長
2018年	3月	取締役兼執行役員つくばプラント長兼技術統括部 長兼小森グラフィックテクノロジーセンター管掌

2019年	3月	取締役兼執行役員つくばプラント長兼小森グラフィックテクノロジーセンター管掌
2020年	2月	取締役兼執行役員つくばプラント長兼技術統括部長兼小森グラフィックテクノロジーセンター管掌
2021年	2月	取締役兼執行役員つくばプラント長兼技術統括部長
2022年	2月	取締役兼執行役員DPS事業推進本部長兼技術統括部長（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 1,000株

取締役会への出席状況

100%（14回／14回）

取締役候補者とした理由

船橋勇雄氏は、長年にわたり、当社の主力であるオフセット印刷機械、証券印刷機械、デジタル印刷機械等の研究開発責任者として、機械設計製造、印刷技術にも精通しており、印刷機械および周辺装置、資材を含めた総合的なお客様へのソリューション提案に手腕を発揮してまいりました。その豊富な経験と知見、研究開発マネジメントに関する高い見識を活かすことにより、今後も引き続き、当社グループの持続的成長と企業価値向上につながる必要な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 **7** はし もと いわお
橋 本 巖 (1958年12月14日生)

新任

略歴、地位および担当

1981年 4月	久保田鉄工株式会社（現株式会社クボタ）入社
1996年 6月	同社枚方製造所管理部ポンプグループ長
2000年 10月	同社ポンプ企画部企画グループ長
2007年 4月	同社ポンプ企画部長
2015年 4月	同社水・環境総括部長
2019年 4月	当社入社 管理本部副本部長
2020年 2月	執行役員つくばプラント副プラント長兼株式会社 小森マシナリー代表取締役
2022年 2月	執行役員管理本部長（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 0株

取締役候補者とした理由

橋本巖氏は、グローバルに展開する企業集団において、事業運営における経営管理と事業企画に精通し、開発、製造の管理効率化に実績を残し、当社製造拠点の労働生産性向上にリーダーシップを発揮してまいりました。財務活動における高い専門性も有しており、その豊富な経験と知見、経営に関する高い見識を活かすことにより、当社グループの持続的成長と企業価値向上につながる必要な人材と判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号 **8** かめ やま はる のぶ
亀 山 晴 信 (1959年5月15日生)

再任 社外 独立

略歴、地位および担当

1992年 4月	弁護士登録（第一東京弁護士会）
1997年 4月	亀山晴信法律事務所（現亀山総合法律事務所）開設
2005年 6月	一般財団法人共立国際交流奨学財団監事（現任）
2007年 6月	当社社外監査役
2010年 4月	東京簡易裁判所民事調停委員（現任）
2012年 10月	株式会社東光高岳社外取締役（現任）
2013年 6月	当社社外取締役（現任）
2013年 10月	ソマール株式会社社外監査役（現任）
2021年 3月	株式会社やまびこ社外監査役
2022年 3月	株式会社やまびこ社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

亀山総合法律事務所代表
 株式会社東光高岳社外取締役
 ソマール株式会社社外監査役
 株式会社やまびこ社外取締役

所有する当社株式の数

普通株式 0株

取締役会への出席状況

100%（14回／14回）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

当社はガバナンス強化の観点から取締役会全体のバランスを意識し経営経験、法律や会計の専門性、技術的知見を有する人材を配置するよう心掛けております。

亀山晴信氏には弁護士として培われた専門的知識・経験等を、取締役就任された場合に、当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の透明性を高め監督機能の強化を図るため、社外取締役として選任をお願いするものです。

なお、亀山晴信氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

また、亀山晴信氏の本総会最終時の就任期間は9年であります。

候補者番号

9

せき ね けん じ
関 根 健 司

(1952年5月24日生)

再任 社外 独立

略歴、地位および担当

1977年	4月	テルモ株式会社入社
1998年	4月	テルモ・バイヤスドルフ株式会社出向
2003年	1月	テルモ株式会社ホスピタルカンパニー医療器事業 プレジデント
2006年	6月	同社執行役員
2006年	10月	同社関西ブロック長
2008年	6月	同社取締役執行役員マーケティング室管掌
2010年	6月	同社取締役上席執行役員
2010年	10月	同社インド・中東事業統括
2013年	6月	同社常勤監査役
2015年	6月	同社取締役監査等委員
2017年	6月	同社顧問
2018年	6月	当社社外取締役（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 0株

取締役会への出席状況

100%（14回／14回）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

当社はガバナンス強化の観点から取締役会全体のバランスを意識し経営経験、法律や会計の専門性、技術的知見を有する人材を配置するよう心掛けております。

関根健司氏には総合医療機器メーカーにおいて海外業務も含め幅広く経営に携わった、豊富な経験と見識を、取締役に就任された場合に、当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の透明性を高め監督機能の強化を図るため、社外取締役として選任をお願いするものです。

なお、関根健司氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

また、関根健司氏の本総会終結時の就任期間は4年であります。

候補者番号

10

すぎ もと まさ たか
杉 本 昌 隆

(1970年3月22日生)

再任 社外 独立

略歴、地位および担当

1994年	4月	チッソ石油化学株式会社入社
2002年	4月	同社高分子研究所主務研究員
2003年	4月	国立山形大学工学部助手
2004年	8月	ノースカロライナ州立大学在外研究員
2007年	10月	国立大学法人山形大学大学院理工学研究科助教 (機能高分子分野)
2007年	12月	同大学大学院理工学研究科准教授（機能高分子分野）
2018年	4月	同大学大学院有機材料システム研究科教授（機能 高分子分野）（現任）
2019年	6月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

国立大学法人山形大学大学院有機材料システム研究科教授

所有する当社株式の数

普通株式 0株

取締役会への出席状況

86%（12回／14回）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

当社はガバナンス強化の観点から取締役会全体のバランスを意識し経営経験、法律や会計の専門性、技術的知見を有する人材を配置するよう心掛けております。

杉本昌隆氏には新たな機能材料や最先端成形加工に関する深い学識経験と幅広い見識等を、取締役に就任された場合に、当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の透明性を高め監督機能の強化を図るため社外取締役として選任をお願いするものです。

なお、杉本昌隆氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

また、杉本昌隆氏の本総会終結時の就任期間は3年であります。

候補者番号

11

まる やま とし ろう
丸 山 俊 郎

(1957年4月21日生)

再任 社外 独立

略歴、地位および担当

1982年	4月	大蔵省印刷局入局（現独立行政法人国立印刷局）
2009年	4月	同局開発部長
2011年	4月	同局滝野川工場長
2013年	4月	同局セキュリティ製品事業部長
2015年	4月	同局理事
2019年	3月	同局退任
2021年	6月	当社社外取締役（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 0株

取締役会への出席状況

100%（11回／11回）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

当社はガバナンス強化の観点から取締役会全体のバランスを意識し経営経験、法律や会計の専門性、技術的知見を有する人材を配置するように心掛けています。

丸山俊郎氏は証券印刷に関する深い学識経験と、工場運営および事業経営経験をもとにした幅広い見識等を、取締役に就任された場合に当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の透明性を高め監督機能の強化を図るため、社外取締役として選任をお願いするものです。

なお、丸山俊郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

また、丸山俊郎氏の本総会最終時の就任期間は1年であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。全ての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は、2022年7月に更新される予定です。
3. 亀山晴信氏、関根健司氏、杉本昌隆氏および丸山俊郎氏は株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
4. 亀山晴信氏、関根健司氏、杉本昌隆氏および丸山俊郎氏とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- また当社は、各氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
- 当該限定契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。

[ご参考：第3号議案が承認されたのちの経営体制（予定）]

		専門性・実務経験								
氏名	社外	企業経営 経験	当社事業 に関する 知見	営業 マーケティング	製造 品質管理	研究開発 イノベーション	ファイナンス	人事 人材開発	法務 コンプライアンス	グローバル
社内 取締役	小森 善治		●	●	●	●				●
	持田 訓		●	●	●	●		●		●
	梶田 英治		●	●	●		●			●
	横山 雅文		●	●				●	●	●
	松野 浩一			●		●	●		●	●
	船橋 勇雄			●		●	●			
	橋本 巖			●		●		●	●	
社外 取締役	亀山 晴信	●							●	
	関根 健司	●	●		●				●	●
	杉本 昌隆	●				●				●
	丸山 俊郎	●	●			●	●			
監査 役	尼子 晋二	●	●			●			●	●
	坂本 裕子	●					●		●	
	清田 宗明	●	●				●		●	●

※上記一覧表は、取締役および監査役の有する全ての知見を表すものではありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の人員を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、補欠監査役選任の効力につきましては、次回定時株主総会開始の時までとしますが、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

いとう たけし
伊 東 毅 (1971年10月2日生)

再任 社外 独立

略歴および地位

2002年	10月	弁護士登録（東京弁護士会所属）
2013年	3月	伊東毅法律事務所開設
2018年	5月	銀座南法律事務所（共同事務所）開設（現任）

所有する当社株式の数

普通株式 0株

補欠の社外監査役候補者とした理由

伊東毅氏は、弁護士として培われた専門的知識・経験等を活かし、社外監査役として、より社外の視野に立った監査を遂行できるものと判断したため、補欠社外監査役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 伊東毅氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 伊東毅氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 当社は、当社監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。
 伊東毅氏の選任が承認され、社外監査役に選任した場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。
 4. 当社は伊東毅氏の選任が承認され、社外監査役に就任した場合、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 当該限定契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。
 5. 伊東毅氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役6名（社外取締役を除く）に対し当期の実績を勘案し、取締役賞与として総額45,000,000円を支給いたしたいと存じます。なお、各氏に対する具体的な金額、支払いの時期およびその方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、2007年6月26日開催の第61回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、直近では2019年6月19日開催の第73回定時株主総会の決議により当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）として継続しておりますが（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）、現プランの有効期限は、2022年6月20日開催予定の当社第76回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社では、現プランの継続後も社会・経済情勢の変化、近時の買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みの一つとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、2022年5月13日（金）に開催されました当社取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランの一部を変更して継続（以下、新たに継続するプランを「本プラン」といいます。）することを決定しました。

本プランの継続にあたり、主な変更点は次のとおりです。

- ①対抗措置を発動する場合、大規模買付者が保有する新株予約権について、当社が経済的対価として金銭を交付して取得することは想定していない旨明記しました。
- ②その他語句の修正・文言の整理を行いました。

前回の買収防衛策更新時以降、社外取締役については1名増員し4名となっております。

今後も、監督機能の一層の強化を図るべく対応してまいります。

本プランの継続につきましては、当社監査役3名（うち社外監査役3名）はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを前提として、本プランの継続に賛成する旨の意見を述べております。なお、本日現在、当社株式の大規模な買付行為等に関する具体的提案はなされておられません。また、2022年3月31日現在の当社株式および大株主の状況は、別紙1のとおりです。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならぬと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主の皆様による自由な取引が原則であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。従いまして、当社株式の大規模な買付行為等についても一概に否定するものではなく、買付提案に応じるか否かの判断は、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主に売却を強要するおそれのあるもの、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役が代替案を提案するための十分な情報や時間を提供しないもの等、不適切なものも少なくありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模な買付等に対し、これを抑止するための枠組みが必要不可欠と考えます。

II. 会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社では、多数の株主および投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以下のような施策を実施しております。これらの取り組みは、上記 I. 基本方針の実現にも資するものと考えております。

1. 当社の経営理念および企業価値の源泉

当社は1923年の創業以来、95年以上に亘り印刷機械システムのメーカーとして品質と信頼を至上とするものづくりの原点にこだわり、世界各国へ高品質・高性能な印刷機械とサービスを提供することにより、印刷文化の発展に寄与してまいりました。

当社の経営理念は、「顧客感動企業の実現」であります。「顧客感動企業」とは、高い「経営品質」の実現を目指して、絶えず「顧客感動創造活動」を推進し、世界中のお客様に満足と感動をもたらす企業になることであり、具体的には「KANDO-PROJECT」を通じて次の3つの項目を推進しております。

- ① 「KOMORI」ブランドの創造活動と維持管理を実施する
- ② 知覚品質管理活動を徹底し、顧客満足を高める
- ③ ソリューションビジネスを推進し、顧客の利便性を高める

これら顧客を起点とした事業活動のプロセスにより築き上げられた顧客との信頼関係が当社の企業価値の源泉であります。

2. 中期経営計画を軸とする企業価値ひいては株主共同の利益向上への取り組み

当社の企業価値の源泉は顧客を起点とした事業活動のプロセスにより築き上げられ

た顧客との信頼関係にあります。事業活動のプロセスにおける当社の強みは、開発、製造（モノづくり）、印刷技術の3つの分野で蓄積された知見・ノウハウであります。当社は、印刷業界の構造変化に対応すべく、この強みを最大限に活かしながら、コア事業の基盤強化を図るとともに、新しい事業領域への参入と客層の拡大を図ってまいりました。第6次中期経営計画（2019年4月～2024年3月の5ヵ年計画）では、「第5次中期経営計画」で確立した事業基盤を強化発展させることをねらい、「収益性の向上+成長事業の基盤づくり」をテーマとし、当社の中核事業であるオフセット印刷機事業と証券印刷機事業をより強化するとともに、第5次中期経営計画で策定し実施した戦略や施策をより具体化し成果を顕在化させること、当社の持つリソースを有効に活用しその潜在価値を可能な限り発現させてまいります。具体的には下記のとおりです。

- ① 事業役割の明確化と、目的達成に向けた施策の着実な実行
 - a. コア事業（オフセット印刷機・証券印刷機）の収益性向上
 - i) パッケージ市場、アジア市場およびコネクテッド・オートメーションへの集中投資
 - ii) 海外向け証券印刷機での差別化戦略推進と、サービス事業の強化による収益安定化推進
 - iii) 顧客ROI向上を軸とした製品ポジショニング見直しによる競争力向上
 - iv) 製品仕様の標準化とモジュール設計およびユニット生産体制の構築によるマスカスタマイゼーションの実現と持続的な競争優位の確立
 - b. DPS（デジタル印刷システム）事業の収益化およびリカーリングインカムの確立と拡大
 - i) 小森独自のビジネスモデル（オフセット+DPS）を活用したデジタル機販売力強化
 - ii) KP-Connectを核としたコネクテッド・オートメーションの実現
 - iii) 40インチ枚葉ナノグラフィックプリンティングシステム「Impremia（インプレミア）NS40」の市場投入と事業化
 - iv) デジタル印刷システム累計設置台数増加に伴うリカーリングインカムの拡大と事業収益の安定化
 - c. PE（プリンテッドエレクトロニクス）事業の将来に向けた布石
 - i) 中国市場での製造・販売体制の強化
 - ii) プリント基板／電子部品市場における差別化商品の開発・投入
 - iii) 高精細実装技術の商品化（Flexible Hybrid ElectronicsのIoT需要の対応）

- d. PESP事業およびリカーリングインカム の推進
 - i) 資材・機材販売、DPSのインキ/保守費等の安定収益事業の拡大

② 中期経営計画の実行体制

- a. 収益責任を明確にした組織運営とアメーバ経営推進による収益改善
- b. 労働生産性向上に資する働き方改革の実行

③ 最適資本構成の構築

- a. 財務健全性を維持し、資金調達能力とリスク対応資金を確保
- b. 資本効率を意識した経営
- c. 安定配当を重視しつつ総還元性向80%以上（特別損益は別途考慮）

④ 2024年3月期の経営数値目標

- a. 売上高： 1,100 億円
- b. 営業利益： 77 億円
- c. 営業利益率： 7.0 %
- d. ROE： 5.3 %

*前提為替レート： 1 US ドル=105 円 1 ユーロ= 120 円

3. コーポレート・ガバナンスの強化への取り組み

当社は全てのステークホルダーの期待に応え、責任を果たし、企業価値の最大化を追求していくことが、経営の最重要課題の一つであると認識しております。そのために経営の透明性を高め、監督機能の強化と経営の意思決定の迅速化を図り、コンプライアンスを確保するコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると考えます。

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため2021年6月に社外取締役を1名増員しております。これにより取締役10名のうち社外取締役を4名とした取締役会を構成しております。経営の監督と執行の分離を目的に執行役員制を導入しており、取締役会は「経営の意思決定および監督機能」を担い、執行役員会は「業務執行機能」を担っております。当社は監査役会を設置し、常勤監査役1名（社外監査役）、非常勤監査役2名（社外監査役、うち女性1名）で構成しています。監査役は、取締役の職務執行を監査するとともに、取締役会その他重要な会議に出席し必要な意見を述べるとともに、会計監査人および内部監査人とコミュニケーションを深め、連携を強化することで、監査の有効性・効率性を高めております。取締役の選解任および報酬等の決定の手続きについては、より客観性・透明性・公正性を図るため、2018年12月に取締役会の諮問機関として、社内取締役1名および社外取締役2名で構成する「指名諮問委員会」「報酬諮問委員会」を設置しております。今後も、コーポレート・

ガバナンスの強化・充実に努め、企業価値ひいては株主共同の利益を追求してまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み (本プランの内容)

1. 本プラン継続の目的

本プランは、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして継続するものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えられるものではありません。また、支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大規模な買付等の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な情報や時間を提供することのないもの等、買付等の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、現行の金融商品取引法上の公開買付規制は、原則として市場内取引には適用されないため、市場内で大規模な買付が行われる際に対象会社やその株主が買収の是非について検討するために必要な情報や時間の確保が必ずしも保障されているわけではありません。加えて、同公開買付規制は、部分買付けを容認するものであることから、強圧的買収などの濫用的な買収を必ずしも排除できるものでもありません。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様にご適切なご判断をいただくために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続することといたしました。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、ま

たは結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 独立委員会の設置

当社取締役会は、本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、独立委員会規程（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役、社外取締役または社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から選任します。独立委員会の委員の氏名・略歴は、別紙3に記載のとおりです。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非についての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう

になされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

(注) 社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

① 大規模買付者の名称、住所

② 設立準拠法

③ 代表者の役職および氏名

④ 国内連絡先

⑤ 提案する大規模買付行為の概要

⑥ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨および必要に応じ、その内容について公表します。

(2) 大規模買付者による当社に対する評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)、①から⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会へ提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面の記載に従い、大規模買付行為に関する情報(以下、「評価必要情報」といいます。)を、当社取締役会に書面にて提出していただきます。

評価必要情報の一般的な項目は以下の①から⑥のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。なお、評価必要情報の提出その他当社取締役会への全ての通知および連絡における使用言語は日本語に限らせていただきます。

① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合は構成員を含みます。））の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

② 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）

- ③ 大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 当社および当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補者（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 当社および当社グループの経営に参画した後に予定している顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。また、上記に基づき提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上（評価必要情報を最初に受領した日から起算して60日を上限とします。）、評価必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な評価必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める評価必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を打ち切り、その旨を公表するとともに、後記（3）の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された評価必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

(3) 当社取締役会による評価必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である専門

家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、独立委員会の勧告を経た上で、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、以下の①から⑤のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を経た上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で上記（1）で述べた対抗措置を講じることがあります。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式

- の買収を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式買収を行っている場合
 - ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆様への判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様へ当社株式の売却を強要するおそれがある場合
- (3) 取締役会の決議、および株主総会の開催
- 当社取締役会は、上記（1）または（2）において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。
- 具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置として例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするほか、対抗措置としての効果を勘案した行使期間およびその他の行使条件を設けることがあります。この場合、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。
- また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様へ本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下、「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定した上で、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。
- 当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。
- 当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した評価必要情報、評価必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時適切にその旨を開示します。
- 株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。具体的には、当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。この場合、当該株主総会の終結の時をもって株主検討期間は

終了することとします。他方、当該株主総会が対抗措置を発動することを可決する決議をした場合には、その終結後、速やかに当社取締役会が対抗措置を発動するために必要となる決議を行います。この場合、当該取締役会の終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。また、当該株主総会の結果は、決議後適時適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間の終了までを、株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間の終了までを大規模買付行為待機期間とします。また、大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。従って、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会または株主総会において具体的対抗措置を講じることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当の中止、または新株予約権無償割当後において、行使期間開始日の前日までの間は、会社による新株予約権の無償取得の方法により対抗措置の発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

6. 本プランによる株主の皆様にご与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様には、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切にご判断をいただくことが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様にご適切にご判断をいただく前提となるものであり、株主の皆様のご利益に資するものと考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主の皆様の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを選定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を実施する場合には、当社株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が新株予約権等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めていることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

7. 本プランの適用開始、有効期限および廃止

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認を効力発生要件として、同承認があった日より発効することとし、有効期限は2025年6月に開催予定の当社第79回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、① 当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、② 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの妥

更を行うことがあります。このように、本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様が不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

Ⅳ. 本プランの合理性について（本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2021年6月11日に最新の改訂版を公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえたものとなっており、これらの指針等に定められる要件は、本プランにおいても充足されています。

2. 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、上記Ⅲ.1.「本プラン継続の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為が為された際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって継続されるものです。

本プランの発効は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向により本プランの廃止も可能であることは、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

3. 株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会での承認により発効することとしており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されること

になり、株主の皆様のご意向が反映されます。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記Ⅲ.5.「大規模買付行為が為された場合の対応方針」にて記載したとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの適正な運用を担保するための手続も確保されております。

5. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年間としておりますので、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する防衛策）でもありません。

以 上

(別紙1)

当社株式の状況 (2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 295,500,000株
2. 発行済株式総数 58,292,340株
3. 株主数 5,417名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,853	14.34
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー アカウント ユーエスエル ノントリーティ	5,182	9.46
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,337	4.27
有 限 会 社 コ モ リ エ ス テ ー ト	2,090	3.82
小 森 コ ー ポ レ ー シ ョ ン 取 引 先 持 株 会	2,015	3.68
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,895	3.46
小 森 紀 子	1,748	3.19
ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク ア ン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー 5 0 5 1 0 3	1,579	2.88
小 森 善 治	1,054	1.93
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	1,030	1.88

- (注) 1. 当社は自己株式3,516千株を保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。
2. 比率は、自己株式を控除して計算しております。

以 上

(別紙2)

独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役、社外取締役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいう。
- ・独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会の委員候補の略歴

本プランへの継続後の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

亀山 晴信 (かめやま はるのぶ)

(略歴)

- 1959年 5月15日生まれ
- 1992年 4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)
- 1997年 4月 亀山晴信法律事務所 (現 亀山総合法律事務所) 開設
- 2005年 6月 一般財団法人共立国際交流奨学財団監事 (現任)
- 2007年 6月 当社社外監査役
- 2010年 4月 東京簡易裁判所民事調停委員 (現任)
- 2012年10月 株式会社東光高岳社外取締役 (現任)
- 2013年 6月 当社社外取締役 (現任)
- 2013年10月 ソマール株式会社社外監査役 (現任)
- 2021年 3月 株式会社やまびこ社外監査役
- 2022年 3月 株式会社やまびこ社外取締役 (現任)

亀山晴信氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。

関根 健司 (せきね けんじ)

(略歴)

- 1952年 5月24日生まれ
- 1977年 4月 テルモ株式会社入社
- 1998年 4月 テルモ・バイヤスドルフ株式会社出向
- 2003年 1月 テルモ株式会社ホスピタルカンパニー医療器事業プレジデント
- 2006年 6月 同社執行役員
- 2006年10月 同社関西ブロック長
- 2008年 6月 同社取締役執行役員マーケティング室管掌
- 2010年 6月 同社取締役上席執行役員
- 2010年10月 同社インド・中東事業統括
- 2013年 6月 同社常勤監査役
- 2015年 6月 同社取締役監査等委員
- 2017年 6月 同社顧問
- 2018年 6月 当社社外取締役 (現任)

関根健司氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。

尼子 晋二（あまこ しんじ）

（略歴）

- 1956年 4月21日生まれ
- 1979年 4月 久保田鉄工株式会社（現株式会社クボタ）入社
- 1998年 4月 同社枚方製造所鑄鋼製造部技術グループ長
- 2002年10月 同社鑄鋼営業部海外グループ長
- 2005年 7月 同社鑄鋼営業部長
- 2009年 4月 同社理事
- 2010年 4月 同社素形材営業部長
- 2012年 4月 同社素形材事業ユニット長
- 2013年 4月 クボタマテリアルズカナダ Corp. 社長
- 2016年 6月 当社常勤社外監査役（現任）

尼子晋二氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

坂本 裕子（さかもと ひろこ）

（略歴）

- 1954年 7月30日生まれ
- 1984年10月 監査法人中央会計事務所（最終名称みすず監査法人）入所
- 1997年 7月 同所社員就任
- 2001年 7月 同所代表社員就任
- 2007年 7月 監査法人A & Aパートナーズ入所
- 2007年 7月 同所代表社員就任
- 2010年 7月 同所代表社員制度廃止のため社員就任
- 2013年 6月 当社社外監査役（現任）
- 2019年 2月 株式会社ラクト・ジャパン社外監査役
- 2019年 4月 預金保険機構監事（非常勤）（現任）
- 2019年10月 坂本裕子公認会計士事務所所長（現任）
- 2021年 2月 株式会社ラクト・ジャパン社外取締役（現任）

坂本裕子氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

上記、各独立委員と当社との間には特別の利害関係はありません。

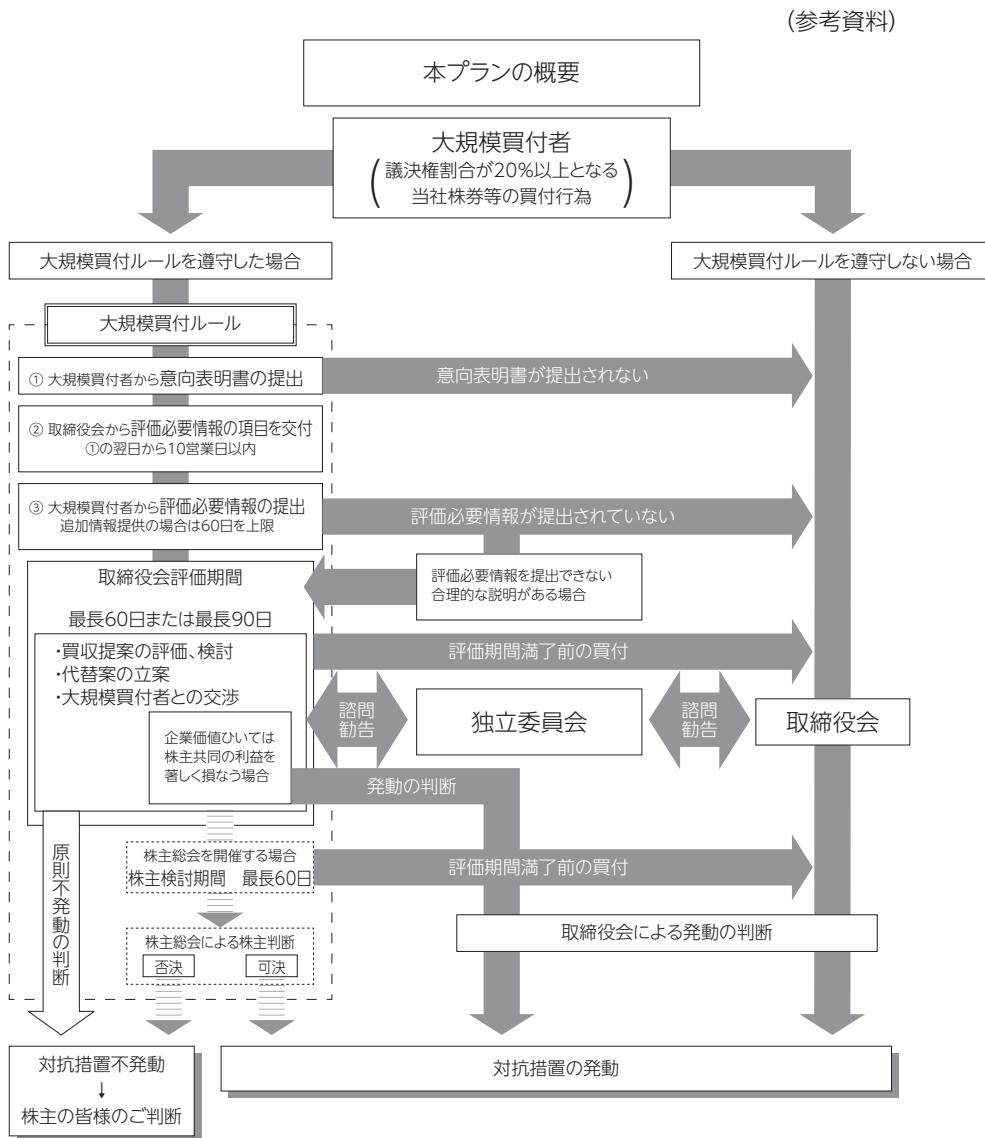
なお、上記の独立委員は全員、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

以 上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、新株予約権を行使できないものとする。
新株予約権は、大規模買付行為が完了したことを当社取締役会が認めて開示した日から10日を経過した後でなければ行使できないものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。ただし、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定していない。

以上



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

(添付書類)

事業報告 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症に対する各国の財政政策やワクチン接種の普及により景気回復が緩やかに継続しました。一方、当期後半では経済活動再開による物流の混乱や素材の高騰に加え、需要回復に伴う半導体をはじめとする部品の供給不足などが発生し、経済活動への負の影響がみられました。また、各国の金融引き締め等に起因する為替の変動や、地政学的な不安定要素があり、世界経済は先行き不透明な状況が続いています。

印刷機械の市場動向は、日本においては枚葉印刷機を中心に需要の回復がみられ、また、PE(プリンテッドエレクトロニクス)事業でも電子部品関連市場の好調さにより、需要が増加しました。いち早く新型コロナウイルス感染症の影響から回復した中華圏では、前期からの好調さを維持し、昨年6月に北京で開催された展示会「China Print (チャイナプリント)2021」でもパッケージ機を含む大型機への注目が高く、需要の旺盛さを確認することができました。この結果、中華圏の売上高は、過去5年で最大の金額となりました。北米においても前期第4四半期より回復傾向をみせていた需要が好調さを維持しており、順調に売上高を増やしました。欧州では西欧諸国を中心に需要が回復しており大きな売上の伸びをみせました。この欧州市場での売上増には、印刷後工程の折機等を製造販売しているドイツのMBO社について当期に実施した会計期間の調整の影響も含まれています。アセアンやインドを含むその他の地域では、新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、当期前半では回復が大きく出遅れていましたが、後半では需要が回復し売上も好転しました。

このような市場環境において、コア事業であるオフセット事業では、世界最高クラスの「ROI(投資収益率)」を顧客に提供する目的で開発した「advance(アドバンス)」モデルの世界展開を進めました。同モデルは印刷業界においても喫緊の課題となっている人手不足への対応として、イージーオペレーションで高い生産性と印刷品質を実現し、さらに、印刷前工程や後工程と製造情報が連携されたスマートファクトリーを実現するクラウドソリューションである「KP-Connect (KP-コネクト)」との連携性を強化しており、市場での高い評価を得ております。また、顧客にさまざまなソリューションを提供するPESP(プリントエンジニアリングサービスプロバイダー)事業を拡充するため子会社化したMBO社とは、連結子会社化したことによるシナジー効果を発揮するために、欧州・米国・中国の既存組織との融合を進めており、「China Print 2021」においても連携した販促活動を行うなどその成果をアピールしました。

以上の結果、当連結会計年度における受注高は975億7千1百万円（前期比36.2%増）となり、売上高は、876億2千3百万円（前期比22.0%増）となりました。費用面では、生産高の増加等により売上原価率は前期に比べ改善しました。販売費および一般管理費は、売上高増加に伴う販売出荷費等の増加、また、MBOグループを前期は8ヶ月の費用を取り込んだのに対し、当期は15ヶ月の費用を取り込んだ影響等により前期に比べ増加となりました。その結果、営業損益は22億6千7百万円の利益（前連結会計年度は23億3千2百万円の損失）となりました。経常損益は、為替レートの良化による為替差益が発生した影響等もあり、34億8百万円の利益（前連結会計年度は11億4千9百万円の損失）となりました。税金等調整前当期純損益は、事業体質強化策の一環で事業所統合による効率化を推進した結果発生した固定資産売却益等により、69億9千万円の利益（前連結会計年度は15億2千2百万円の損失）となりました。親会社株主に帰属する当期純損益は、61億5千8百万円の利益（前連結会計年度は20億6千8百万円の損失）となりました。

また、海外売上高は636億3千5百万円（前期比50.9%増）で、売上高に占める割合は72.6%となりました。

企業集団の部門別売上高の状況

区 分	期 別		第76期 2021年度（当期）		前 期 比
	第75期	2020年度（前期）	金 額	比 率	
印刷機械製造および販売部門	53,180	74.0	65,426	74.7	23.0
修理加工および中古製品販売部門	18,644	26.0	22,196	25.3	19.1
合 計	71,825	100.0	87,623	100.0	22.0
う ち 海 外 売 上 高	42,151	58.7	63,635	72.6	50.9

当連結会計年度の特記すべき事項は次のとおりであります。

当期は多くの国々で新型コロナウイルス感染症対策を行いつつ経済活動が再開され、コロナ後を想定した「新しい生活様式」が求められる社会となりました。このような中、4月には世界最大の印刷展示会「drupa（ドルッパ）」がバーチャルドルッパとしてインターネットを経由して開催され、欧州を中心に多くの視聴者を集めました。また、6月には北京で展示会「China Print 2021」が開催され、コロナ禍の影響で中国国内からの参加のみにも拘わらず、会期中累

計で13万人を超える来場者がありました。両展示会は、従来の展示会場を中心とする展示方法から、オンライン、ハイブリッドといった新しい展示会の在り方へと変化しております。当社は、『Connected Automation (コネクテッド・オートメーション)』のコンセプトのもと、経営情報システム (MIS) と印刷工程に存在する各種機械を中核ソフトである「KP-Connect Pro (KP-コネクト プロ)」で統合管理し、最適化・自動化するスマートファクトリー化を提案しました。

また、当連結会計年度には一昨年に市場投入した「advance」モデルをほぼ全ての機種に適用拡大しました。前述の欧州や中国での展示会などの機会も利用した「advance」モデルの販促に努めた結果、すでに全世界で300台以上の販売実績を積み上げ、稼働後も多くの顧客から高いROI (投資収益率) への評価を得ています。

事業の効率化では、千葉県野田市にあるグローバルパーツセンターと関宿テクノセンターを、茨城県つくば市にあるつくばプラントに移転・集約する事を決定し、新しいパーツセンター・テクノセンターを着工しました。この移転に先行して関宿の事業用地を売却し、事業資産の圧縮を進めております。2022年8月には新グローバルパーツセンター・テクノセンターの竣工・稼働開始を予定しており、パーツオペレーションの最適化、ランニングコストの削減、およびリソースの有効活用を進めてまいります。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資は、23億7千1百万円で、前期に比べ71.6%増加しております。そのうち有形固定資産分については、つくばプラントに建設中のつくばグローバルパーツセンター・テクノセンター等の建設仮勘定や機械加工設備の更新の設備投資の22億3千4百万円、無形固定資産分については、自社利用ソフトウェアへの投資等1億3千6百万円であります。

(3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、当連結会計年度末における長短借入金合計残高は12億8百万円となり、前期末に比べ1億4百万円減少しております。これは、海外現地法人の運転資金借り入れの減少によるものです。なお、当連結会計年度末の社債残高は100億円で、前連結会計年度から変更ありません。

(4) 対処すべき課題

当社の今後の事業環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の発生や世界情勢の地政学リスクなど、現在の社会情勢は不確実な要素が多岐にわたり、都度、迅速な判断、軌道修正が必要となることが考えられます。

印刷機械販売の需要動向は、先進国を中心に取り組みが進むDX（デジタルトランスフォーメーション）により、出版関係や商業印刷分野での印刷物は減少が予測されるものの、高付加価値印刷やパッケージ印刷の需要は、日本や欧米の先進国でも堅調に推移することが予測されております。また、昨今の資材供給難や材料費・物流費・人件費の高騰は印刷産業にも影響を及ぼしており、印刷業界では生産性向上の取り組みがより一層求められております。

このような事業環境の中、当社は引き続き第6次中期経営計画のテーマである「収益性の向上＋成長事業の基盤づくり」を確実に実行してまいります。オフセット事業においては業種・地域別の販売戦略を立案、実行するため、欧州・米州・中華圏に新たに地域統括部門を設置し、お客様のニーズに沿った開発を推進してまいります。さらに営業の業態変革を推進し、お客様の稼働データからROI（投資収益率）を分析し提案する営業活動を展開してまいります。これまで国内で進めてまいりました「KP-Connect（KP-コネクト）」による稼働データの見える化と工程管理のDXソリューションを含むPESP（プリントエンジニアリングサービスプロバイダー）事業を海外市場に広げてまいります。また、証印事業においては予防保全を提案するPESPへの取り組みを強化してまいります。一方、DPS（デジタル印刷システム）事業については大型の40インチ枚葉ナノグラフィックプリンティングシステム「Impremia（インプレミア）NS40」の市場投入と事業化に遅延が発生しておりますが、開発体制と事業計画の見直しを行ってまいります。PE事業については電子部品市場の活況に伴い、パッケージ基板印刷向けに需要が増えておりますが、今後は競合商品との差別化に向けた全自動ラインを実現するシステム販売を推進してまいります。

サステナビリティの取り組みとしましては、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同表明を行い、情報開示を進めてまいります。また、働き方改革は当社の喫緊の課題として捉えており、従業員のワークライフバランス向上と付加価値の増大を目指した「小森流動き方改革」を実行してまいります。本年度より従来の環境を中心に活動していたプロジェクトをSDGs-PJに発展させ、ESG経営とSDGsの取り組みをより一層強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

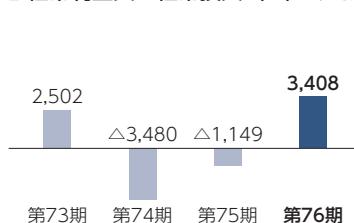
区 分	第 73 期 2018 年度	第 74 期 2019 年度	第 75 期 2020 年度	第76期 (当期) 2021 年度
売上高 (百万円)	90,242	77,646	71,825	87,623
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	2,502	△3,480	△1,149	3,408
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	1,427	△25,473	△2,068	6,158
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	24.52	△450.11	△36.99	110.67
総資産 (百万円)	167,370	135,697	144,443	157,081
純資産 (百万円)	130,184	97,979	97,736	103,382
1株当たり純資産 (円)	2,234.61	1,750.80	1,746.55	1,894.34

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は、各期の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は、各期の期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等の適用に伴い、「財産および損益の状況」に記載されている当期の数値については、当該会計基準等を適用した後の数値であります。

■ 売上高 (百万円)



■ 経常利益又は経常損失 (△) (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



● 1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)



② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 73 期 2018 年度	第 74 期 2019 年度	第 75 期 2020 年度	第76期(当期) 2021 年度
売 上 高 (百万円)	69,775	60,363	50,625	58,815
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	1,321	△2,175	△217	1,204
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	929	△23,521	△133	4,513
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	15.96	△415.61	△2.39	81.11
総 資 産 (百万円)	147,428	114,443	121,980	129,750
純 資 産 (百万円)	119,797	90,188	90,233	92,714
1株当たり純資産 (円)	2,057.49	1,612.69	1,613.50	1,700.44

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、各期の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は、各期の期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等の適用に伴い、「財産および損益の状況」に記載されている当期の数値については、当該会計基準等を適用した後の数値であります。

■ 売上高 (百万円)



■ 経常利益又は経常損失 (△) (百万円)



■ 当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)

● 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



● 1株当たり純資産 (円)



(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社小森マシナリー	百万円 1,600	% 100	印刷機械および装置・部品の製造販売
株式会社小森エンジニアリング	百万円 20	% 100	印刷機械および関連機器の設計
株式会社セリアコーポレーション	百万円 60	% 100	印刷機械その他印刷資機材の製造販売
コモリ アメリカ コーポレーション	千米ドル 22,194	% 100	当社製品の販売および修理加工ならびに地域統括
コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー.ヴィ.	千ユーロ 1,452	% 100	当社製品の販売および修理加工ならびに地域統括
コモリ シャンボン エス. エイ. エス.	千ユーロ 8,000	% 100	印刷機械の製造販売
エムピーオー ポストプレス ソリューションズ ジーエムピーエイチ	千ユーロ 25	% 100	印刷後加工機および装置・部品の製造販売および修理加工
小森 香港 有 限 公 司	千香港ドル 18,116	% 100	当社製品の販売および修理加工
小森 機 械 (南 通) 有 限 公 司	千米ドル 14,000	% 100	印刷機械および装置の製造販売
コモリ タイワン リミテッド	千新台幣ドル 45,860	% 100	当社製品の販売および修理加工
コモリ サウスイースト アジア プライベート リミテッド	千シンガポールドル 2,000	% 100	当社製品の販売および修理加工
コモリ インディア プライベート リミテッド	千インドルピー 500	% 75	当社製品の販売および修理加工

(7) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業は印刷機械の製造、販売および機械のメンテナンスならびにこれらに付帯関連する業務です。

また、日本国内をはじめヨーロッパ、アメリカ、アジア地域にも販売拠点を設け、販売・サービス活動を行っております。

事業品目別の主な商品は次のとおりであります。

区 分	生産拠点
枚葉印刷機	つくばプラント、株式会社小森マシナリーおよび小森機械（南通）有限公司
輪転印刷機	つくばプラント
証券印刷機	つくばプラント
デジタル印刷機	株式会社小森マシナリー
紙器印刷機	コモリ シャンボン エス.エイ.エス.およびつくばプラント
スクリーン印刷機	株式会社セリアエンジニアリング
印刷後加工機	エムビーオー ポストプレス ソリューションズ ジーエムビーエイチ

(8) 主要な営業所および工場

① 当社の主要拠点等

本社	東京都墨田区
西日本支社	大阪府大阪市
名古屋支店	愛知県名古屋市
九州支店	福岡県福岡市
北海道営業所	北海道札幌市
東北営業所	宮城県仙台市
北陸営業所	富山県富山市
中国営業所	広島県広島市
四国営業所	香川県高松市
つくばプラント	茨城県つくば市
テクノサービスセンター	東京都墨田区
関宿テクノセンター	千葉県野田市

② 子会社の拠点

株式会社小森マシナリー	山形県東置賜郡高島町
株式会社小森エンジニアリング	茨城県つくば市
株式会社セリアコーポレーション	東京都北区
コモリ アメリカ コーポレーション	アメリカ イリノイ州
コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー.ヴィ.オランダ	ユトレヒト
コモリ シャンボン エス.エイ.エス.	フランス オルレアン
エムビーオー ポストプレス ソリューションズ ジーエムビーエイチ	ドイツ オッペンヴァイラー
小森香港有限公司	中国 香港
小森機械（南通）有限公司	中国 南通
コモリ タイワン リミテッド	台湾 台北
コモリ サウスイースト アジア プライベート リミテッドシンガポール	
コモリ インディア プライベート リミテッドインド	ニューデリー

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
印刷機械製造および販売部門	1,824 名	- 50 名
修理加工および中古製品販売部門	519	- 33
管理部門	270	+ 10
合 計	2,613	- 73

(注) 従業員には使用人兼務役員、臨時雇用者は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,071 名	- 35 名	43.09 歳	18.87 年

(注) 従業員には使用人兼務役員、出向社員および臨時雇用者は含まれておりません。

(10) 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 残 高
エスエムビーシーバンク イーユー・エイジイ	553 百万円
バンコ・コメルシアル・ポルトギース (BCP)	404

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 295,500,000株
 (2) 発行済株式の総数 58,292,340株
 (3) 株主数 5,417名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,853千株	14.34%
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー アカウント ユーエスエル ノントリーティ	5,182	9.46
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,337	4.27
有 限 会 社 コ モ リ エ ス テ ー ト	2,090	3.82
小 森 コ ー ポ レ ー シ ョ ン 取 引 先 持 株 会	2,015	3.68
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,895	3.46
小 森 紀 子	1,748	3.19
ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク ア ン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー 5 0 5 1 0 3	1,579	2.88
小 森 善 治	1,054	1.93
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	1,030	1.88

- (注) 1. 当社は自己株式3,516千株を保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。
 なお、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式252千株については、上記自己株式には含めておりません。
 2. 出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得に係る事項

当社は、2021年12月1日開催の取締役会において、会社法第459条第1項および当社定款の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得しました。

- 取得した株式の種類 当社普通株式
- 取得した株式の総数 1,401,600株
- 株式の取得価額の総額 999,973,700円
- 取得期間 2021年12月2日～2022年4月1日
- 取得理由 株主還元および資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を図るため。

②自己株式の消却に係る事項

当社は、2022年4月27日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却について決議し、以下のとおり消却しました。

- ・消却した株式の種類 当社普通株式
- ・消却した株式の総数 1,401,600株
- ・消却日 2022年5月20日

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役会長	小 森 善 治		株式会社小森マシナリー取締役会長 株式会社セリアコーポレーション取締役会長
代表取締役社長	持 田 訓	最高経営責任者 (CEO)	株式会社セリアコーポレーション代表取締役社長 コモリ アメリカ コーポレーション代表取締役会長 コモリ インターナショナル ヨーロッパ ピー. ヴィ. 代表取締役会長 コモリ シャンボン エス. エイ. エス. 取締役会長 コモリ サウスイースト アジア プライベート リミテッド 取締役会長 コモリ インディア プライベート リミテッド代表取締役会長
取 締 役	梶 田 英 治	常務執行役員 欧州事業統括本部長	コモリ インターナショナル ヨーロッパ ピー. ヴィ. 代表取締役社長
取 締 役	横 山 雅 文	常務執行役員 経営企画室長兼人事総務本部 管掌	
取 締 役	松 野 浩 一	執行役員 つくばプラント長兼つくば工 場長	株式会社小森マシナリー代表取締役 小森機械 (南通) 有限公司董事長
取 締 役	船 橋 勇 雄	執行役員 DPS事業推進本部長兼技術統 括部長	
取 締 役	亀 山 晴 信		亀山総合法律事務所代表 株式会社東光高岳社外取締役 ソマール株式会社社外監査役 株式会社やまびこ社外取締役
取 締 役	関 根 健 司		
取 締 役	杉 本 昌 隆		国立大学法人山形大学大学院有機材料システム研究科教授
取 締 役	丸 山 俊 郎		
常 勤 監 査 役	尼 子 晋 二		
監 査 役	坂 本 裕 子		坂本裕子公認会計士事務所所長 株式会社ラクト・ジャパン社外取締役 監査等委員 預金保険機構監事 (非常勤)
監 査 役	清 田 宗 明		株式会社ニチレイ社外監査役 株式会社JCU社外取締役

- (注) 1. 丸山俊郎氏は、2021年6月22日開催の第75回定時株主総会において選任され、就任いたしました。
 2. 監査役坂本裕子氏は、公認会計士ならびに税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 3. 取締役亀山晴信、関根健司、杉本昌隆および丸山俊郎の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 4. 監査役尼子晋二、坂本裕子および清田宗明の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 5. 取締役亀山晴信、関根健司、杉本昌隆および丸山俊郎の各氏、監査役尼子晋二、坂本裕子および清田宗明の各氏は、株式会社東京証券取引所に届け出ている独立役員であります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険により填補することとしております。ただし、法令違反の行為があることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社および国内子会社の全ての役員等および執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

また2022年7月の更新時においても上記内容での更新を予定しています。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動賞与	業績連動型 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	190 (37)	190 (37)	-	-	10 (4)
監査役 (うち社外監査役)	36 (36)	36 (36)	-	-	3 (3)

- (注) 1. 当事業年度末日における在籍人数は、取締役10名、監査役3名であります。
 2. 2008年6月24日開催の第62回定時株主総会決議に基づく、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給額の未払残高が、取締役2名に対し285,000千円あります。
 3. 報酬等の額には使用人兼務役員の使用人部分の給与等は含まれておりません。

② 業績連動報酬等および非金銭報酬等に関する事項

当社における業績連動報酬等は、金銭報酬等である業績連動賞与と非金銭報酬等である業績連動型株式報酬から構成されております。

まず、事業年度ごとの業績連動賞与の業績連動の指標としては、株主還元の充実に寄与する重要な経営指標であり、年度単位の取締役の貢献度の測定に最適であるとの考えから、連結営業利益を採用しております。具体的な支給金額は、原則として中期経営計画における当該事業年度の連結営業利益の計画値を基準に、その達成度に応じるものとし、事業年度終了後に株主総会にお諮りすることとしております。

次に、当社は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業務執行取締役を対象に業績連動型株式報酬を支給する制度（「株式給付信託（BBT：Board Benefit Trust）」）を、2020年6月26日開催の第74回定時株主総会決議により導入しております。同制度は、各事業年度において、対象者に対して、役員株式給付規程に基づき役位を勘案して定まる仮ポイントを付与した上で、中期経営計画終了時に、各数値計画の達成度に応じた調整を経て対象者のポイントを確認し、当該対象者が退任した後に、その保有するポイントに応じて、信託により取得した当社株式を給付するものであります。ただし、役員株式給付規定に定める要件を満たす場合は一定割合について、当該株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額を給付することがあります。

③取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2021年6月22日開催の第75回定時株主総会において年額350,000千円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は4名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第74回定時株主総会において、業務執行取締役を対象とした業績連動型株式報酬制度の導入を決議し、1事業年度当たりの合計は42,000ポイント（1ポイント当たり普通株式1株に換算）を上限としています。当該定時株主総会終結時点の業務執行取締役の員数は5名です。

監査役の金銭報酬の額は、2008年6月24日開催の第62回定時株主総会において年額90,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）について、社外取締役2名および社内取締役1名の計3名にて構成する報酬諮問委員会において原案を作成および審議した上で、その答申内容を尊重して2021年2月24日開催の取締役会において決議いたしました。

ii) 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るために十分に機能し、説明責任や業績連動性を考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動賞与、業績連動型株式報酬から構成されるものとし、他方で、監督機能を担う取締役会長および社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。基本報酬の個人別の支給額は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案し決定するものとしております。業績連動賞与および業績連動型株式報酬の決定に係る方針については、前掲「②業績連動報酬等および非金銭報酬等に関する事項」をご参照ください。

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、基本方針に照らして適切な割合となるように決定するものとしております。なお、業績連動賞与の比率は、標準的業績の場合、基本報酬の総額の約2分の1程度となり、賞与として毎年一定の時期に支給することがあります。個人別の報酬額のうち、基本報酬および業績連動賞与については、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとしており、詳細については後掲「⑤取締役の個人別の報酬等の決定の委任に関する事項」のとおりです。

なお、監査役は、その職務に鑑み、基本報酬のみとし、監査役の協議により基本報酬額を決定しております。

iii) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会としても基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤取締役の個人別の報酬等の決定の委任に関する事項

当事業年度においては、2021年2月24日開催の取締役会にて代表取締役社長持田訓に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬諮問委員会に原案を諮問し、代表取締役社長は、報酬諮問委員会による答申を踏まえて、各取締役の報酬額を決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役亀山晴信氏の兼職先である亀山総合法律事務所、株式会社東光高岳、ソマール株式会社および株式会社やまびこ、ならびに杉本昌隆氏の兼職先である国立大学法人山形大学は、当社との間にいずれも特別な関係はありません。

監査役坂本裕子氏の兼職先である坂本裕子公認会計士事務所、株式会社ラクト・ジャパンおよび預金保険機構、ならびに監査役清田宗明氏の兼職先である株式会社ニチレイおよび株式会社JCUは当社との間にいずれも特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	亀 山 晴 信	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から審議に関して必要な発言を適宜行っております。
取締役	関 根 健 司	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、異業種メーカーでの業務経験と幅広い見識等を活かして必要な発言を適宜行っております。
取締役	杉 本 昌 隆	当事業年度開催の取締役会14回のうち12回に出席し、新たな機能材料や最先端成形加工に関する深い学識経験と幅広い見識等を活かして必要な発言を適宜行っております。
取締役	丸 山 俊 郎	2021年6月22日就任後に開催された取締役会の全てに出席し、紙幣印刷に関する深い学識経験と幅広い見識等を活かして必要な発言を適宜行っております。
監査役	尼 子 晋 二	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、異業種メーカーでの経験を活かした監査を行い、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	坂 本 裕 子	当事業年度開催の取締役会14回のうち12回に、また、当事業年度開催の監査役会の全てに出席し、公認会計士ならびに税理士としての専門的知識と監査法人での業務経験を活かした監査を行い、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	清 田 宗 明	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、金融機関他、異業種メーカーでの経験を活かした監査を行い、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき、当社と社外取締役亀山晴信、関根健司、杉本昌隆および丸山俊郎、社外監査役坂本裕子および清田宗明の各氏は、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該限定契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(注) 当社の重要な子会社の一部は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額	75百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	81百万円

(3) 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、当社の「会計監査人の評価基準」を踏まえ、社内関係部門からの意見の聴取および会計監査人より必要な情報を入手し報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬実績の推移、報酬見積の算出根拠等を確認し検討した結果、同意することが相当であると判断いたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、信頼性等について問題があり、職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

5. 会社の体制および方針

(1) 内部統制システムの整備に関する基本方針

①基本方針の概要

当社が取締役会において決議した内部統制システムの整備に関する基本方針の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i) 「コンプライアンス規程」、「グループ企業行動憲章」および「グループ社員行動基準」を定め、取締役の率先垂範と役職員への周知徹底を図る。
 - ii) 内部通報制度により、違法行為や倫理違反等不祥事の未然防止に努めるとともに、通報者に対して不利な取り扱いをしない。
 - iii) CSR・環境推進室長をコンプライアンス体制の責任者とし、体制の構築、維持、周知徹底のための教育活動を行う。
 - iv) 内部監査室が、財務報告に係る内部統制も含めた業務全般に関し、管理・運営の制度および業務執行状況を評価する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会議事録、稟議決裁書その他取締役の職務に関わる情報を、取締役および監査役の閲覧に供する形で適切に保存し、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i) CSR・環境推進室長をリスクマネジメントの責任者とし、全社会的な観点からリスクを捉え、評価し、対応する。
 - ii) 「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント運営要領」を整備し、リスクごとに担当する役員を定め、対応する。
 - iii) 地震等大規模自然災害が発生した場合の行動基準を定めた「地震対策マニュアル」を策定する等体制を整備し、対応を図る。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i) 執行役員制度を導入している。
 - ii) 各会議体およびこれらの規程を整備し、会議の効率的な運用を図る。

- iii) 取締役、執行役員および従業員が共有する全社的な中期経営計画を定め、取締役から業務執行を委ねられた執行役員は計画目標の達成に向け年度目標を設定し、職務の執行を効率的に実施する。
5. 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- CSR・環境推進室長が主管となり代表取締役社長のもとに取締役および執行役員で構成するCSR委員会を設置し、内部統制システム、リスクマネジメント、コンプライアンス、内部通報制度、環境関連事項等を審議し、決定事項を各部門内に周知徹底する。
6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i) 「子会社管理規程」を整備し、リスクを考慮した親会社承認事項と報告事項を定める等、子会社経営の自立性確保と業務の効率化を図る。
 - ii) 子会社主管部門は、当社の経営理念、「グループ企業行動憲章」、方針を浸透させるとともに、「子会社管理規程」に基づき指導・助言を行い、リスクマネジメントを行う。
 - iii) CSR・環境推進室は、グループのコンプライアンス体制の構築、維持、教育活動に当たり、内部監査室は、グループ会社の監査を行う。
7. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する従業員を置く。当該従業員の任命、異動、評価について、取締役からの独立性を確保する。
8. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制ならびにこれらの報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- i) 当社および子会社の取締役および従業員は、重大な法令・定款違反、不正行為または著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、監査役に報告する。
 - ii) 社長決裁を要する重要な意思決定事項は監査役に回覧し、取締役会の決議事項に関する情報は監査役に事前に通知する。
 - iii) 取締役および従業員は、監査役の要請により必要な報告を行う。この報告者は報告を理由として不利な取り扱いを受けない。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は、監査役会において、監査役の職務執行に必要な費用は当社が負担する。
10. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
 - i) 代表取締役は、監査役と会合をもち、意思の疎通を図る。
 - ii) 内部監査室および会計監査人は、監査結果について監査役へ報告する。
 - iii) 監査役は重要な会議に出席して意見を述べるができる。

②基本方針の運用状況

基本方針の運用状況は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i) 「グループ企業行動憲章」および「グループ社員行動基準」について、グループ会社従業員を対象にしたコンプライアンス教育を国内拠点・子会社に対して実施し周知を図りました。また、中長期的な価値創造への取り組みについてステークホルダーに財務・非財務情報の両面から開示する事を目的に、「統合報告書」の2021年版を発行しました。
 - ii) CSR・環境推進室長に加え、社外取締役および常勤社外監査役も内部通報の窓口にしています。
 - iii) 内部監査室が実施した財務報告に係る内部統制の評価結果に基づき、取締役会で内部統制は有効である旨の内部統制報告書を決議しました。また、内部監査を計画に基づき実施し、結果を取締役会および監査役会に報告しています。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会議事録、稟議決裁書等は、関係する規程に従って適切に保存・保管しています。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i) 年度計画でリスク課題を含む事業目標および施策を設定し、進捗状況、課題等について、執行役員会にて、報告およびレビューを行いました。
 - ii) 新型コロナウイルス感染症への対応について、社長をはじめとする経営陣および関係責任者が、刻々変わる状況を踏まえ都度協議を行い決定し、周知、実行しています。

- iii) 「首都圏直下型地震発生時リスクマネジメント」等のマニュアルを作成し従業員に配付するとともに、非常時対応訓練、災害対策用品の備蓄を行っています。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i) 新型コロナウイルス感染症の拡大による経営環境の変化への対応のため、方針や施策の内容を見直した「第6次中期経営計画の見直しについて」を公表しました。
 - ii) 取締役から業務執行を委ねられた執行役員は、第6次中期経営計画に基づき年度計画を作成して執行しており、その進捗状況、課題等について、取締役会、執行役員会等で報告およびレビューを行いました。
5. 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- i) CSR委員会を四半期毎に開催し、コンプライアンス、環境関連事項、財務報告に関する内部統制評価および内部監査の状況について報告を行いました。
 - ii) コンプライアンス教育において受講者にアンケート形式でコンプライアンス上の問題の有無を確認しました。
6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i) 「子会社管理規程」で主管部門、親会社の承認事項および報告事項を規定し運用しています。
 - ii) 子会社との定期的な会議や随時の打合せ等で、適宜子会社への指導助言を行っています。
 - iii) 子会社に対する内部監査および財務報告に係る内部統制評価も当社内部監査室が行いました。
7. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i) 監査役会直属の監査役室を設置し、監査役の職務を補助する従業員（監査役専任スタッフ）を配置しています。
 - ii) 監査役専任スタッフの任命、異動、評価については、監査役の同意を必要としています。
8. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役および従業

員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制ならびにこれらの報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- i) 監査役は重要会議の出席者として指定されており、監査役に報告する体制になっていません。
- ii) 子会社の内部通報窓口も当社CSR・環境推進室長、常勤社外監査役および社外取締役であり、CSR・環境推進室長への通報内容は監査役へ報告しています。
- iii) 稟議書は規程に従い常勤監査役に回覧しており、取締役会の資料は会日に先立って配付しています。
- iv) 重大な法令・定款違反、不正行為または著しい損害を及ぼすおそれのある事実に関する通報はありませんでした。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行に必要な費用は、予算化し事後処理も含め当社負担としています。

10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- i) 会長、社長と監査役全員による会合を行い、意見を交換しました。
- ii) 社外取締役と監査役との間で情報交換を行いました。
- iii) 監査役と内部監査室長とは定期的に会合をもっています。また、監査役は、内部監査室と合同で監査を行う等、連携を図りました。
- iv) 監査役は、会計監査人から適宜監査状況について報告を受ける等、コミュニケーションを図りました。
- v) 監査役は、重要会議の出席者として指定されており、これに出席し、意見を述べました。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主の皆様による自由な取引が原則であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。従いまして、当社株式の大規模な買付行為等についても一概に否定するものではなく、買付提案に応じるか否かの判断は、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主に売却を強要するおそれのあるもの、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役が代替案を提案するための十分な情報や時間を提供しないもの等、不適切なものも少なくありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模な買付等に対し、これを抑止するための枠組みが必要不可欠と考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

(1) 当社の経営理念および企業価値の源泉

当社は1923年の創業以来、90年以上に亘り印刷機械システムのメーカーとして品質と信頼を至上とするものづくりの原点にこだわり、世界各国へ高品質・高性能な印刷機械とサービスを提供することにより、印刷文化の発展に寄与してまいりました。

当社の経営理念は、「顧客感動企業の実現」であります。「顧客感動企業」とは、高い「経営品質」の実現を目指して、絶えず「顧客感動創造活動」を推進し、世界中のお客様に満足と感動をもたらす企業になることであり、具体的には「KANDO-PROJECT」を通じて次の3つの項目を推進しております。

- ① 「KOMORI」ブランドの創造活動と維持管理を実施する
- ② 知覚品質管理活動を徹底し、顧客満足を高める
- ③ ソリューションビジネスを推進し、顧客の利便性を高める

これら顧客を起点とした事業活動のプロセスにより築き上げられた顧客との信頼関係が当社の企業価値の源泉であります。

(2) 中期経営計画を軸とする企業価値ひいては株主共同の利益向上への取り組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益向上のため「第6次中期経営計画」を2019年11月にスタートさせました。本中期経営計画の趣旨は、「第5次中期経営計画」で確立した事業基盤を強化発展させることをねらい、「収益性の向上+成長事業の基盤づくり」をテーマとし、当社の中核事業であるオフセット事業と証券印刷事業をより強化するとともに、第5次中期経営計画で策定し実施した戦略や施策をより具体化し成果を顕在化させること、当社の持つリソースを有効に活用しその潜在価値を可能な限り発現させることにあります。第6次中期経営計画の骨子は、下記のとおりです。

I. 事業役割の明確化と、目的達成に向けた施策の着実な実行

1) コア事業（オフセット印刷機・証券印刷機）の収益性向上

- (a) パッケージ市場、アジア市場およびコネクテッド・オートメーションへの集中投資
- (b) 海外向け証券印刷機での差別化戦略推進と、サービス事業の強化による収益安定化推進
- (c) 顧客ROI（投資収益率）向上を軸とした製品ポジショニング見直しによる競争力向上
- (d) 製品仕様の標準化とモジュール設計およびユニット生産体制の構築によるマスカスタマイゼーションの実現と持続的な競争優位の確立

2) DPS（デジタル印刷システム）事業の収益化およびリカーリングインカムの確立と拡大

- (a) 小森独自のビジネスモデル（オフセット+DPS）を活用したデジタル機販売力強化
- (b) 「KP-Connect（KP-コネクト）」を核とした「コネクテッド・オートメーション」の実現
- (c) 40インチ枚葉ナノグラフィックプリンティングシステム「Impremia（インプレミア）NS40」の市場投入と事業化
- (d) デジタル印刷システム累計設置台数増加に伴うリカーリングインカムの拡大と事業収益の安定化

3) PE（プリントドエレクトロニクス）事業の将来に向けた布石

- (a) 中国市場での製造・販売体制の強化

- (b) プリント基板／電子部品市場における差別化商品の開発・投入
- (c) 高精細実装技術の商品化（Flexible Hybrid ElectronicsのIoT需要の対応）

4) PESP（プリントエンジニアリングサービスプロバイダー）事業およびリカーリングインカムの推進

- (a) 資材・機材販売、DPSのインキ/保守費等の安定収益事業の拡大

II. 中期経営計画の実行体制

- 1) 収益責任を明確にした組織運営とアメーバ経営推進による収益改善
- 2) 労働生産性向上に資する働き方改革の実行

III. 最適資本構成の構築

- 1) 財務健全性を維持し、資金調達能力とリスク対応資金を確保
- 2) 資本効率を意識した経営
- 3) 安定配当を重視しつつ総還元性向80%以上（特別損益は別途考慮）

IV. 2024年3月期の経営数値目標

- 1) 売上高 : 1,100 億円
- 2) 営業利益 : 77 億円
- 3) 営業利益率 : 7.0 %
- 4) ROE : 5.3 %

*前提為替レート： 1 US ドル=105 円 1 ユーロ=120 円

(3) コーポレート・ガバナンスの強化への取り組み

当社は全てのステークホルダーの期待に応え、責任を果たし、企業価値の最大化を追求していくことが、経営の最重要課題の一つであると認識しております。そのために経営の透明性を高め、監督機能の強化と経営の意思決定の迅速化を図り、コンプライアンスを確保するコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると考えます。

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため2021年6月に社外取締役を1名増員しております。これにより取締役10名のうち社外取締役を4名とした取締役会を構成しております。経営の監督と執行の分離を目的に執行役員制を導入しており、取締

役会は「経営の意思決定および監督機能」を担い、執行役員会は「業務執行機能」を担っております。当社は監査役会を設置し、常勤監査役1名（うち社外監査役1名）、社外監査役2名（うち女性1名）で構成しています。監査役は、取締役の職務執行を監査するとともに、取締役会その他重要な会議に出席し必要な意見を述べるとともに、会計監査人および内部監査人とコミュニケーションを深め、連携を強化することで、監査の有効性・効率性を高めております。取締役の選解任および報酬等の決定の手続きについては、より客観性・透明性・公正性を図るため、2018年12月に取締役会の諮問機関として、社内取締役1名および社外取締役2名で構成する「指名諮問委員会」「報酬諮問委員会」を設置しております。

今後も、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努め、企業価値ひいては株主共同の利益を追求してまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要〈買収防衛策〉

当社は、2019年5月13日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の継続を決議し、2019年6月19日開催の当社第73回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、本プランの継続につき承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいいます。

本プランにおける、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）は①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社

定款が認める対抗措置を講じることがあります。

このように対抗措置を講じる場合、その判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役または社外取締役や社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について取締役会評価期間内に勧告を行うものとしたします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしたします。ただし、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合、株主の皆様にも本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間を設定し、株主総会を開催することがありますが、大規模買付行為は当該期間の経過後にのみ開始できるものとしたします。当社取締役会は、株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当該株主総会の決議に従うものとしたします。

なお、本プランの有効期限は2022年6月20日開催の当社第76回定時株主総会の終結の時までとしたします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしたします。

4. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

② 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもっているものです。

本プランの発効は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向により本プランの廃止も可能であることは、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

③ 株主意思を反映するものであること

当社は、本株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、議案としてお諮りし原案どおりご承認いただきましたので、本プランは株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。

また、本プラン有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの適正な運用を担保するための手続も確保されており、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

⑤ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年間としておりますので、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する防衛策）でもありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期的展望に立ち、経営基盤の充実と将来の事業拡大のための内部留保の確保を念頭に置きながら、株主の皆様に対し安定かつ充実した利益還元を継続的に行うことを最重要課題の一つと認識しております。

この方針のもと、第6次中期経営計画における株主還元策に則り、安定配当を重視しつつ総還元性向80%以上を目安として、総合的な株主還元の充実に努めております。

なお、当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、配当の実施につきましては、中間配当および期末配当の年2回とした上で、期末配当は株主の皆様のご意向を伺う機会を確保するため、定時株主総会の決議事項としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	116,269	流動負債	39,049
現金及び預金	48,296	支払手形及び買掛金	6,576
受取手形、売掛金及び契約資産	15,480	電子記録債務	9,227
電子記録債権	1,871	短期借入金	850
有価証券	15,622	未払法人税等	847
商品及び製品	13,522	契約負債	12,730
仕掛品	10,794	賞与引当金	977
原材料及び貯蔵品	8,080	役員賞与引当金	45
その他の流動資産	3,093	製品保証引当金	741
貸倒引当金	△490	債務保証損失引当金	88
固定資産	40,811	契約損失引当金	26
有形固定資産	16,966	工事損失引当金	19
建物及び構築物	5,036	事業構造改善引当金	106
機械装置及び運搬具	1,690	災害損失引当金	20
土地	8,315	訴訟損失引当金	71
建設仮勘定	620	その他の流動負債	6,720
その他の有形固定資産	1,303	固定負債	14,649
無形固定資産	3,937	社債	10,000
のれん	2,427	長期借入金	357
その他の無形固定資産	1,509	繰延税金負債	1,420
投資その他の資産	19,907	役員退職慰労引当金	24
投資有価証券	9,384	契約損失引当金	17
繰延税金資産	1,088	退職給付に係る負債	1,832
保険積立金	7,171	その他の固定負債	996
退職給付に係る資産	1,784	負 債 合 計	53,698
その他の投資その他の資産	543	(純資産の部)	
貸倒引当金	△65	株主資本	99,300
資 産 合 計	157,081	資本金	37,714
		資本剰余金	37,788
		利益剰余金	27,416
		自己株式	△3,619
		その他の包括利益累計額	3,986
		その他有価証券評価差額金	3,538
		為替換算調整勘定	652
		退職給付に係る調整累計額	△204
		非支配株主持分	95
		純 資 産 合 計	103,382
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	157,081

連結損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		87,623
売上原価		59,595
売上総利益		28,027
販売費及び一般管理費		25,759
営業利益		2,267
営業外収益		
受取利息及び配当金	296	
為替差益	656	
その他の営業外収益	435	1,388
営業外費用		
支払利息	58	
訴訟損失引当金繰入額	68	
その他の営業外費用	119	247
経常利益		3,408
特別利益		
固定資産売却益	3,688	
投資有価証券売却益	5	
その他の特別利益	161	3,855
特別損失		
固定資産処分損	20	
投資有価証券評価損	104	
事業構造改善費用	133	
その他の特別損失	15	274
税金等調整前当期純利益		6,990
法人税、住民税及び事業税		896
法人税等調整額		△92
当期純利益		6,185
非支配株主に帰属する当期純利益		26
親会社株主に帰属する当期純利益		6,158

連結株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	37,714	37,788	22,735	△2,621	95,618
会計方針の変更による累積的影響額			△73		△73
会計方針の変更を反映した当期首残高	37,714	37,788	22,662	△2,621	95,544
当期の変動額					
剰余金の配当			△1,404		△1,404
親会社株主に帰属する当期純利益			6,158		6,158
自己株式の取得				△998	△998
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	－	4,754	△998	3,755
当期末残高	37,714	37,788	27,416	△3,619	99,300

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 属 する 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	3,087	△345	△685	2,055	62	97,736
会計方針の変更による累積的影響額						△73
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,087	△345	△685	2,055	62	97,663
当期の変動額						
剰余金の配当						△1,404
親会社株主に帰属する当期純利益						6,158
自己株式の取得						△998
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	451	997	480	1,930	33	1,963
当期変動額合計	451	997	480	1,930	33	5,719
当期末残高	3,538	652	△204	3,986	95	103,382

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	80,490	流動負債	25,268
現金及び預金	31,839	支払手形	292
受取手形	3,224	買掛金	8,569
売掛金	9,779	電子記録債務	5,092
契約資産	2,747	リース債務	66
電子記録債権	1,629	未払金	2,598
有価証券	12,400	未払費用	792
商品及び製品	7,468	未払法人税等	554
仕掛品	5,969	契約負債	4,900
原材料及び貯蔵品	3,819	預り金	1,000
前渡金	145	賞与引当金	687
前払費用	616	役員賞与引当金	45
1年内満期保険積立金	68	製品保証引当金	380
関係会社短期貸付金	259	債務保証損失引当金	27
その他の流動資産	638	契約損失引当金	12
貸倒引当金	△115	工事損失引当金	19
		災害損失引当金	20
固定資産	49,260	その他の流動負債	210
有形固定資産	9,456	固定負債	11,766
建物	2,300	社債	10,000
構築物	38	リース債務	52
機械及び装置	516	長期未払金	285
車両運搬具	1	繰延税金負債	1,361
工具、器具及び備品	232	契約損失引当金	9
土地	5,717	資産除去債務	7
リース資産	87	その他の固定負債	49
建設仮勘定	561		
無形固定資産	412	負 債 合 計	37,035
借地権	92	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	294	株主資本	89,221
リース資産	4	資本金	37,714
ソフトウェア仮勘定	4	資本剰余金	37,797
その他の無形固定資産	16	資本準備金	37,797
投資その他の資産	39,390	利益剰余金	17,329
投資有価証券	9,164	利益準備金	2,122
関係会社株式	13,551	その他利益剰余金	15,206
関係会社長期貸付金	8,737	圧縮記帳積立金	713
保険積立金	7,171	別途積立金	10,000
前払年金費用	643	繰越利益剰余金	4,493
その他の投資その他の資産	523	自己株式	△3,619
貸倒引当金	△65	評価・換算差額等	3,493
投資損失引当金	△336	その他有価証券評価差額金	3,493
資 産 合 計	129,750	純 資 産 合 計	92,714
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	129,750

損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		58,815
売上原価		45,802
売上総利益		13,013
販売費及び一般管理費		13,173
営業損失		159
営業外収益		
受取利息及び配当金	617	
技術指導料	227	
為替差益	391	
その他の営業外収益	231	1,468
営業外費用		
社債利息	39	
損害賠償金	19	
手形売却損	21	
その他の営業外費用	23	104
経常利益		1,204
特別利益		
固定資産売却益	3,684	
投資有価証券売却益	5	3,689
特別損失		
固定資産処分損	17	
投資有価証券評価損	104	
投資損失引当金繰入額	33	154
税引前当期純利益		4,739
法人税、住民税及び事業税		388
法人税等調整額		△162
当期純利益		4,513

株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		そ の 他 利 益 剰 余 金		
				圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	37,714	37,797	37,797	2,122	334	12,000	△163
会計方針の変更による累 積的影響額							△73
会計方針の変更を反映した 当期首残高	37,714	37,797	37,797	2,122	334	12,000	△237
当期変動額							
剰余金の配当							△1,404
圧縮記帳積立金の取崩					△2		2
圧縮記帳積立金の積立					380		△380
別途積立金の取崩						△2,000	2,000
当期純利益							4,513
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	378	△2,000	4,730
当期末残高	37,714	37,797	37,797	2,122	713	10,000	4,493

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金 合計	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	14,293	△2,621	87,184	3,049	3,049	90,233
会計方針の変更による累 積的影響額	△73		△73			△73
会計方針の変更を反映した 当期首残高	14,219	△2,621	87,110	3,049	3,049	90,160
当期変動額						
剰余金の配当	△1,404		△1,404			△1,404
圧縮記帳積立金の取崩	-		-			-
圧縮記帳積立金の積立	-		-			-
別途積立金の取崩						-
当期純利益	4,513		4,513			4,513
自己株式の取得		△998	△998			△998
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				444	444	444
当期変動額合計	3,109	△998	2,110	444	444	2,554
当期末残高	17,329	△3,619	89,221	3,493	3,493	92,714

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社 小森コーポレーション
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 小 沢 直 靖
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 大 橋 佳 之
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社小森コーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、

株式会社小森コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示す

るために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りものの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切ではない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社 小森コーポレーション
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 小 沢 直 靖
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 大 橋 佳 之
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社小森コーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて準拠して継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も取り入れながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社 小森コーポレーション 監査役会

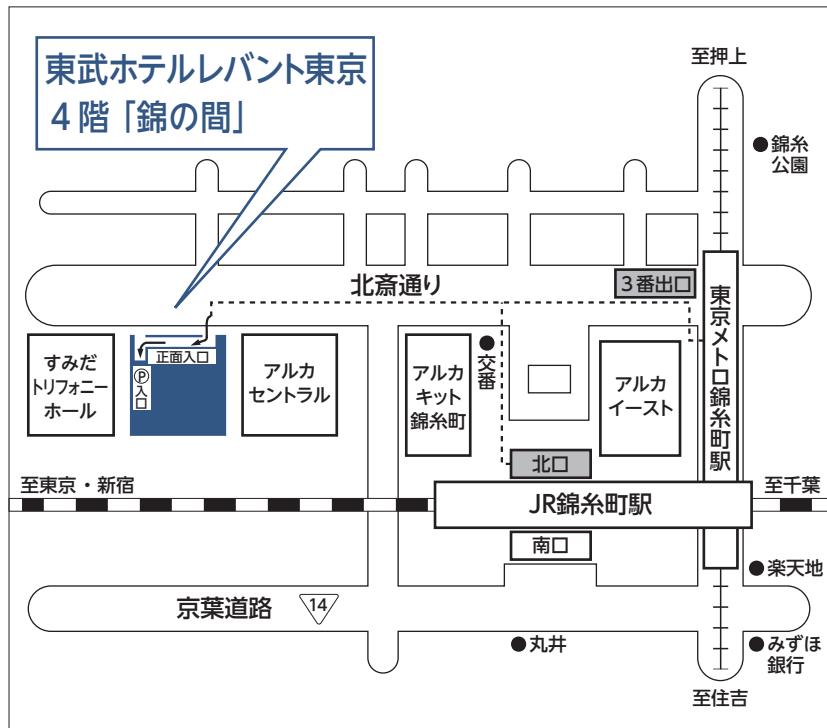
常勤監査役（社外監査役） 尼 子 晋 二 ㊟

監 査 役（社外監査役） 坂 本 裕 子 ㊟

監 査 役（社外監査役） 清 田 宗 明 ㊟

以 上

定時株主総会会場ご案内図



- 場所 東京都墨田区錦糸1丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階「錦の間」
Tel.03(5611)5511(代)
- 交通 JR 総武線錦糸町駅北口より徒歩3分
東京メトロ半蔵門線錦糸町駅3番出口より徒歩3分